伊奈町立小・中学校　新しい学校生活　5つの安心宣言

改訂版
R2. 12. 17

Ⅰ　家庭と学校が連携した健康管理の徹底

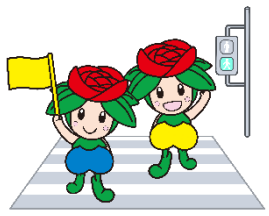

伊奈ローズくん　伊奈ローズちゃん

○朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認

- 家庭での検温・健康観察等の徹底の依頼、同居家族の状況の把握
- 健康観察カードへの必要事項の記入、及び登校時の提示の依頼
- 体調不良（発熱、咳等のかぜの症状、倦怠感がある等）の場合は、登校させない（出席停止扱い）

○登校後の体調不良児童生徒への対応の構築

- 登校後のカード等による健康観察の実施
- 検温等を未実施の児童生徒には、非接触型体温計などを使って、健康観察の実施

※　登校後、体調不良（発熱、咳等のかぜの症状、倦怠感がある等）になった場合は、保護者に連絡の上、迎えに来ていただく（早退扱い）※迎えに来るまでの間、他の者との接触を避け、待機させる

Ⅱ　マスク着用の徹底

○マスクの着用の徹底

- 登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させ、またマスクの正しい扱い方を指導する
- 特に近距離での会話や発声時はマスクやフェイスシールドの着用を徹底させる

※　夏季等においては、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合には、マスクを外す（マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応）

熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する（こまめな水分補給、健康状態の把握）

※　マスクを外す場合については、人との十分な距離を保ち、近距離での会話を控える

Ⅲ「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避の徹底

○換気の悪い密閉空間は避ける　⇒　換気の徹底（こまめに換気）

- 気候上可能な限り、常時２方向の窓（開ける幅は 10～20ｃｍ程度）を開放する。エアコンの使用時も換気を行う
- 冬季でも可能な限り常時換気に努め、室温低下により健康被害が生じないように暖かい服装を心がけること

○多くの人が密集する場所を作らない　⇒　身体的距離（最低１ｍ以上）の確保

- 不必要な身体接触を避ける（握手や手つなぎ、ハイタッチ、等）
- 並び方や座席の配置等を工夫する（１ｍ以上の間隔を開ける）　・手洗い場の密集も避ける
- 学年集会などにおいても、身体的距離を確保する（広いスペースが確保できる場所）

○近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- 授業時や給食時は、対面にならないようにする（例えば、教育活動の中で、発音のための口の動きを見せるなど必要な場合には、フェイスシールドとパーテーション等を併用し、短時間で実施することも１つの方策）
- 各教科等の学習において、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から状況を見ながら実施する
- 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法を定める

Ⅳ　手洗い等の徹底

○流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- 手洗いのタイミング　⇒　登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後など
- 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない　・必要に応じて手指消毒液を活用する

Ⅴ　環境衛生管理の徹底

○児童生徒が触れる共用箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の１日１回の消毒

- 消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する

○児童生徒による清掃時の留意点

- 清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高める
- 清掃時は、マスクをするとともに私語をしないで取り組ませ、短時間で終了できるようにする
- 清掃後には石けんによる手洗いを行う
- 消毒については、通常の清掃活動の一環として、発達の段階に応じて、児童・生徒におこなわせてもよい。

伊奈町教育委員会